

(宛先) 八尾市長

施設等利用費請求書 (償還払い用)

令和 年 月～令和 年 月分請求用

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、八尾市内に居住していることを八尾市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを八尾市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を八尾市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を八尾市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	
氏名	<small>※自筆の場合は押印不要</small>		
	※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です		
現住所	〒 _____		
	電話： _____		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定種別	<input type="checkbox"/> 新2号	<input type="checkbox"/> 新3号		
生年月日	_____年	_____月	_____日	フリガナ
請求する期間の間の住所	氏名			
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入				_____年 _____月 _____日

3. 在園する施設について記入

フリガナ		所在地	〒 _____
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話： _____
請求する期間の間の在籍状況		<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		_____年 _____月 _____日	

4. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
銀行・信用金庫	支店	口座番号					
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)					

<裏面も記入して下さい>

5. 在園施設の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※1参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※1 ※2	請求額 ※3 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※2	利用日数	対象額(b) (450円×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※1 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の施設の場合のみ記入が可能です。(該当施設かどうかについては、八尾市ホームページ「特定子ども・子育て支援施設等の確認の公示について」に掲載しています。他市施設の場合は所在地の市役所へお問い合わせください)

※2 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証と提供証明書を添付して下さい。

※3 月額上限額は、認定種別が新2号の場合は11,300円、新3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

【注意事項】

- ・利用料のみが対象です(預かり保育事業でのおやつ代は対象とはなりません。)
- ・1ヶ月単位での償還となります。1ヶ月ごとに申請をしても、数ヶ月まとめて申請をしても構いません。
- ・今後申請に使用する申請用紙は、当用紙をコピーして頂くか八尾市ホームページよりダウンロードして下さい。窓口にも用紙はございます。
- ・申請は毎月20日締め切りとし、翌月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)支払を予定しています。

例) 令和元年10月利用分について(11月20日までに申請した場合) →令和元年12月25日支払
令和元年10月利用分について(11月21日から12月20日までに申請した場合)

→令和2年1月27日支払

- ・償還の請求期限については、利用後2年間です。請求忘れのないようご注意ください。